

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「並びに第十条第一項第一号及び第二号」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人が開設する病院

第十条の次に次の一条を加える。

（返還免除の対象となる医療機関等）

第十条の二 条例第十条第一項第一号及び第二号の規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げる県内の病院の小児科、産科、救急科又は麻酔科とする。

- 一 医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する病院
 - 二 独立行政法人国立病院機構が開設する病院
 - 三 前二号に準ずるものとして知事が認める病院
- 第十一条第一号中「（平成十五年法律第百十二号）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。